

# 申告フローチャート

スタート

所得税の確定申告をされますか？

はい

市県民税の申告は不要です

確定申告した場合、申告情報が国税庁より市区町村へ提供されるため、市民税・県民税の申告は必要ありません。

このような方は確定申告が必要です

- 源泉所得税の還付を受ける方
- 合計所得から所得控除を差し引いて、残額がある(所得税がかかる)方のうち、以下に当たる方
  - 自営業者の方
  - 給与以外の所得が20万円を超える方
  - 給与を2か所以上から受けている場合に、年末調整をされなかった給与所得と、その他所得(給与・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

など

いいえ

令和8年1月1日現在、鶴岡市に住所がありましたか？

いいえ

鶴岡市への市県民税の申告は不要です

申告については、令和8年1月1日現在に住所があった市区町村へご相談ください。

はい

令和7年中に収入がありましたか？

非課税所得(障害年金・遺族年金等)のみの方は、いいえに進んでください。

いいえ

鶴岡市内在住の親族が、年末調整や確定申告、市県民税申告で、あなたを扶養親族として申告していますか？

はい

市県民税の申告は不要です

いいえ

市県民税の申告は不要です

児童手当等、行政・福祉サービスを受ける際には申告が必要になる場合があります。

はい

申告フローチャート(続き)へ進む

# 申告フローチャート(続き)

